

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月四日


埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市市ノ縄字中耕地百十九番一の一部及び百十九番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物及びシアン化合物

別図

起点  
起点は、鴻巣市市ノ縄  
字中耕地119番1の最北  
端とする。

格子の回転角 61度  
起点を通り東西方向及  
び南北方向に引いた線  
並びこれらと平行して  
10m間隔で引いた線に  
より構成される格子を、  
起点を支点に右方向に  
回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

